



2ヶ国語投票用紙とアジア系アメリカ人への言語支援

投票権法第 203 条

1970 年代前半、米国議会は、多くのアジア系アメリカ人、ラテン系アメリカ人、アラスカ先住民、アメリカ先住民の英語力が不十分なため選挙に参加する事が困難であることに気づきました。そのため、議会は選挙権法第 203 条の下で、言語支援条項を定めました。

第 203 条の内容

第 203 条により、特定の地域管轄では、投票用紙、投票者登録用紙、投票の手順書、および投票関連資料を翻訳することが義務付けられています。この法律の下で、投票関連の資料について説明してもらったり、投票の手伝いをしてもらえるよう有権者には投票所のブースまで友人や親類など誰かに付き添ってもらえる権利があります。第 203 条は、地元の選挙関係者が、地元の組織と協力して、言語支援プログラムを展開することを奨励しています。

第 203 条の適用

第 203 条を選挙管轄区で適用するには、国勢調査でアジア言語を話す選挙人(18 歳以上)が 5%もしくは 10,000 人以上いること、英語の理解力が低く、また非識字率が全米の統計値と比べて高いことが条件です。2010 年の国勢調査後、第 203 条の下で指定された言語や方言について、翻訳された投票関連資料や通訳サービスを提供する郡や市を表にまとめました。

第 203 条の実施上の問題点

アジア言語を話す有権者として、第 203 条を実施するにあたり次のような問題点が指摘されています。

- 言語支援の提供に消極的な選挙管轄区がある。
- 選挙関連資料の翻訳が誤っている。
- 必要な言語や方言を話す通訳がいない。
- 投票所に翻訳された選挙関連資料や看板がない。
- 通訳者の数が足りない。

こういった問題は関連する政府機関へ直ちに報告することが義務付けられています。

言語支援のボランティア

米国の多くの郡にはアジア言語を話す人達が多く暮らしていますが、第 203 条の要件を満たす人数に達していない地域もあります。このような背景から、地域団体は自主的に翻訳された資料や言語支援を提供することを地元の選挙管理委員と協力し合ったり、もしくは、行うことを要求しています。例として：

フィラデルフィア—市の管理委員会は、投票所に中国語、ベトナム語、クメール語の通訳サービスを提供をしています。

ボストン—州法で中国語とベトナム語が記載された投票用紙と言語支援を提供することを義務付けています。

地元の選挙管理委員と協力することにより、より多くのアジア系アメリカ人の方々が投票に参加できるようになります。

詳しくは、info@aaldef.org または 212-966-5932 AALDEF

まで

お問い合わせください。

2010 年国勢調査後の 投票権法第 203 条により 取扱われているアジア言語

アラスカ

- アリュースシャン列島東自治区：フィリピン語
- アリュースシャン列島西部国勢調査地域：フィリピン語

カリフォルニア

- アラメダ：中国語、フィリピン語、ベトナム語
- ロサンゼルス：中国語、日本語、韓国語、フィリピン語、ベトナム語、インド語、その他(指定なし)
- オレンジ：中国語、韓国語、ベトナム語
- サクラメント：中国語
- サンディエゴ：フィリピン語、中国語、ベトナム語
- サンフランシスコ：中国語
- サンマテオ：中国語
- サンタクララ：中国語、フィリピン語、ベトナム語

ハワイ

- ホノルル：中国語、フィリピン語、日本語
- マウイ：フィリピン語

イリノイ

- クック：中国語、インド語

マサチューセッツ

- クインシーシティー：中国語

ミシガン

- ハムトラミックスシティー：バングラデシュ語

ネバダ

- クラーク：フィリピン語

ニュージャージー

- ベルゲン：韓国語

ニューヨーク

- キングス (ブルックリン)：中国語
- ニューヨーク (マンハッタン)：中国語
- クイーンズ：中国語、韓国語、インド語

テキサス

- ハリス：ベトナム語、中国語

ワシントン

- キング：中国語、ベトナム語